

1. 最長 2 歳までの育児休業に— 10 月より育児・介護休業法が改正されます



10月より、改正育児・介護休業法が施行されます。改正内容は、次のとおりです。

①保育所に入所できない等の場合に、子が2歳に達するまで育児休業を取得することが可能に。

子が1歳6ヵ月に達する日(誕生日の前日)において、労働者本人または配偶者が育児休業をしており、保育所に入所できない等、特に必要と認められる場合には、子が2歳に達するまで育児休業を取得することが出来るようになりました。この延長は、従前からある1歳6ヵ月までの休業の終了時点(1歳6ヵ月到達時点)で申出することが出来るようになるものであり、子が1歳に達した時点で延長することが出来るのは1歳6ヵ月までとなります。

②事業主は、育児休業等の制度を個別の労働者に周知するよう努めること。

この改正は、職場が育児休業を取得しづらい雰囲気であることによる育児休業取得の断念を予防することを目的としたもので、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと、または、介護休業等の対象となる家族を介護していることを知ったときに、事業主は育児・介護休業等の関連制度を個別に周知するよう努めるように改正されました。



③事業主は、育児に関する目的の休暇制度を導入するよう努めること。

小学校就学前の子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる制度を導入するよう努めることとなりました。「育児に関する目的」とは、従前より定められている子の看護のための休暇よりも範囲を拡げたもので、配偶者の出産休暇や行事参加等の多目的休暇などとされています。

②③に関しては「努めなければならない」(努力義務)という規定ですが、育児休業等をめぐる労働者のニーズを取り入れたものでもあり、人材の長期定着に関わる施策といえます。実情に合わせ、導入をご検討されてはいかがでしょうか。

2. 最近の判例から ～未払い残業代の請求～

今回は、1つご紹介しましょう。医師 X は病院 Y と年俸 1700 万円(本給, 諸手当, 賞与)で雇用契約を結び、勤務していました。1日の所定勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分まで(休憩1時間)となっていたましたが、通常業務の延長とみなされる時間外業務は、時間外手当の対象とならず、時間外手当の対象となる時間外勤務の対象時間は、勤務日の午後9時から翌日の午前8時30分までの間及び休日に発生する緊急業務に要した時間とされていました。そこで、X は時間外労働の一部(午後5時30分から午後9時まで)が未払いだとして、裁判を起しました。なお、X は、「監督若しくは管理の地位にある者」に該当する者ではありませんでした。

原審は、給与額が相当高額であったこと等から時間外賃金は年俸に含まれているとしましたが、最高裁は、これを破棄しました。理由は次のようなものです。「基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに労働基準法37条に反するものではないが、その場合には、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要があるとあり、割増賃金に当たる部分の金額が同条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回るときは、使用者がその差額を労働者に支払う義務を負う。XY 間においては、午後5時30分から午後9時までの間の割増賃金については年俸に含まれる旨の合意がなされていたものの、このうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分は明らかにされていなかったことから、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金が支払われたということではできない。」

固定残業手当を支給する給与制度は、トラブル増で裁判でも数多く争われています。今後は「固定残業代も込みで給与 月〇万円」ではなく、「固定残業代〇万円 時間外労働△時間分」と残業に対して支払う金額と時間数を明確にした雇用契約が必要となってきます。

● 編集後記 ●

今回ご紹介する本は『LIFE SHIFT-100年時代の人生戦略』。複数の知人から薦められて読みました。この先、人間の寿命は延び続け平均年齢100歳の長寿化時代になる。つまり、寿命が延びるから今までどおりの貯金ではリタイア後の生活が成り立たなくなる。お金だけでなく仕事、健康、家族、友人関係など、今から長寿社会を乗り切れるように考えて用意をしておこう、といった内容です。まずは、100年元気に生きられる丈夫な体作りから！(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)